第１回
波佐見町上下水道事業
運営審議会

令和８年７月３１日（金）

（下水道事業）

≪　目　次　≫

１．下水道事業の現状

（１）計画区域および主な施設の配置の状況〔汚水〕

（２）計画区域および主な施設の配置の状況〔雨水〕

（３）面積、処理人口、処理能力等

（４）下水道事業の経営原則

（５）収支の推移、一般会計からの繰入金の状況

２．下水道事業の中長期的な見通し

（１）老朽化に伴う改築更新事業の見通し〔処理場、ポンプ場〕

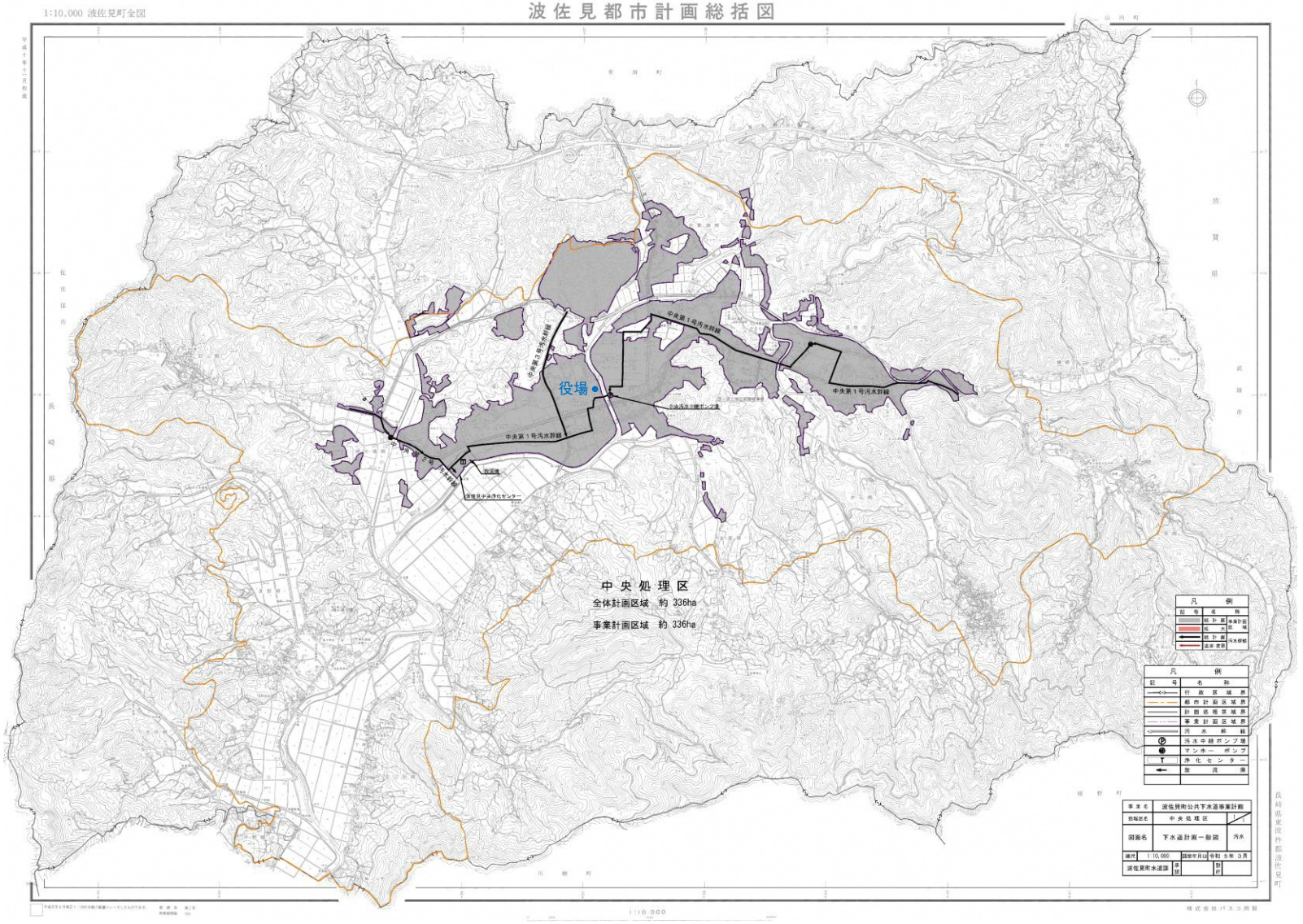
（２）老朽化に伴う改築更新事業の見通し〔管渠〕

（３）人口減少等に伴う有収水量の見通し

３．長崎県内他自治体との下水道使用料の比較

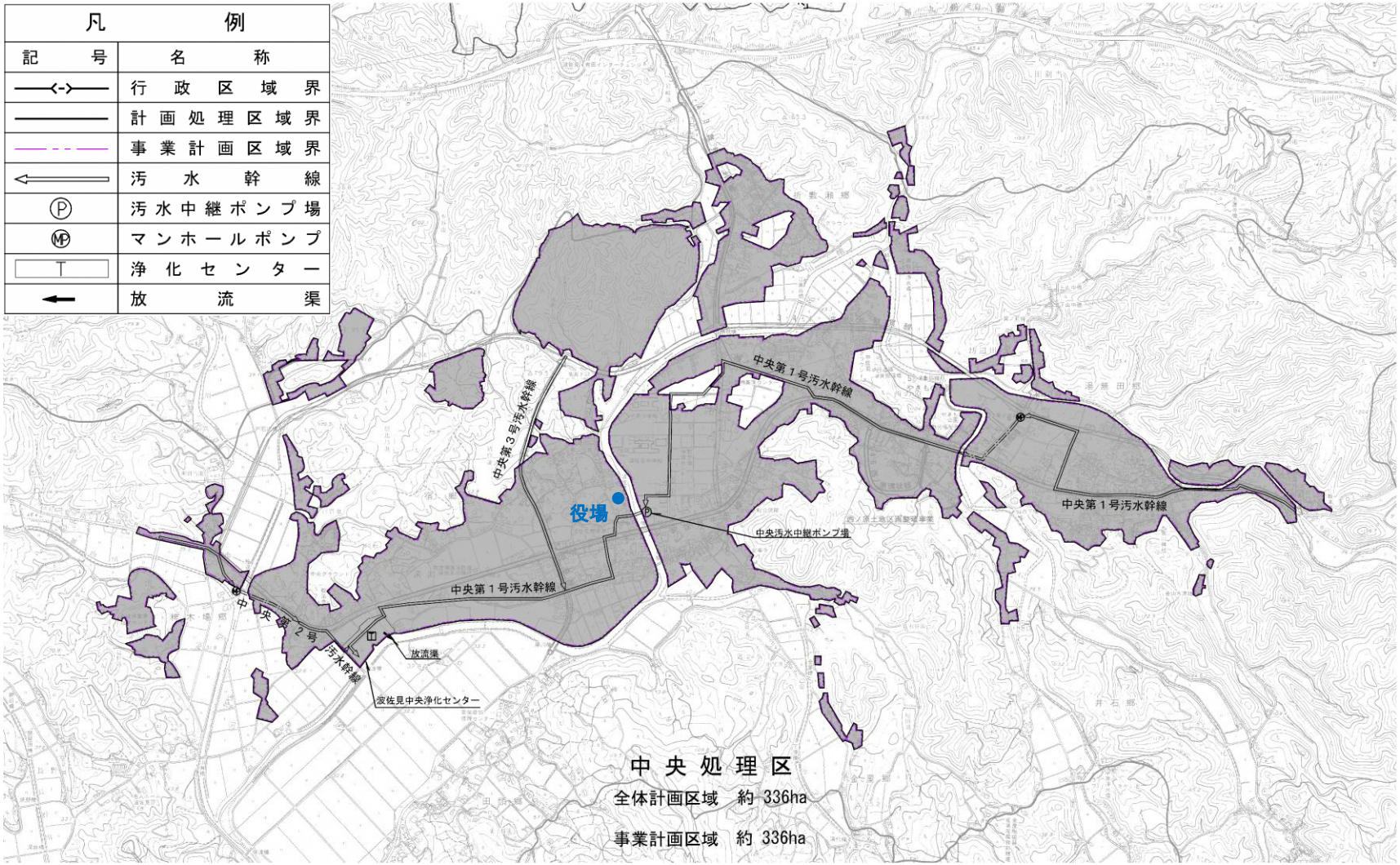
1．下水道事業の現状

（1）計画区域および主な施設の配置の状況〔汚水〕



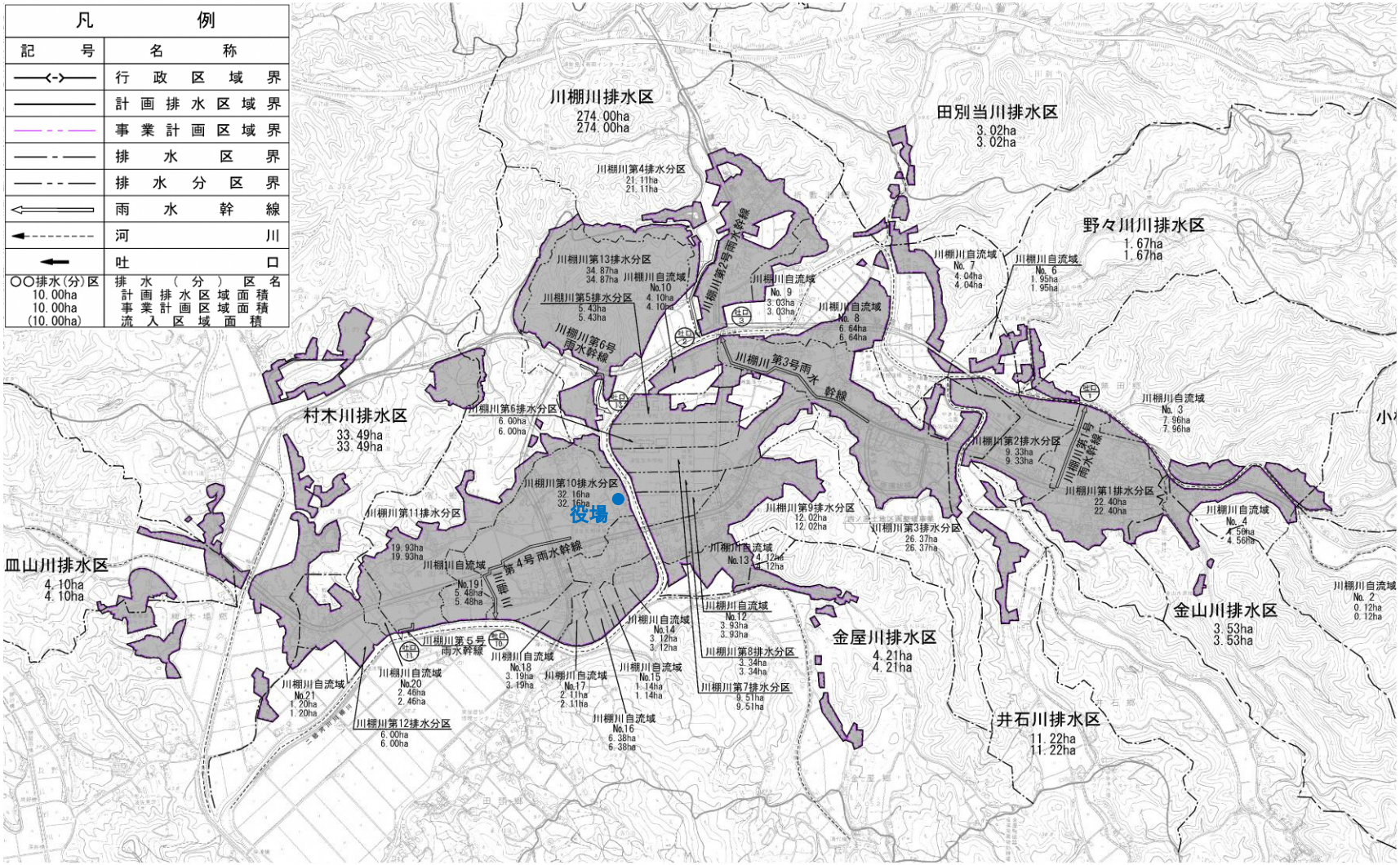
1．下水道事業の現状

（1）計画区域および主な施設の配置の状況〔汚水〕



1．下水道事業の現状

（2）計画区域および主な施設の配置の状況〔雨水〕



１．下水道事業の現状

（３）面積、処理人口、処理能力等

波佐見町の公共下水道事業は、平成10年3月に着手し、平成15年度末に供用を開始しています。

波佐見町公共下水道事業の計画と現状について

項　目	計　画	現　況 （令和７年度末）	備　考
処理面積	336 ha	327 ha	整備率 97.3%
処理人口	7,700 人	7,252 人	
水洗化人口	7,700 人	6,424 人	水洗化率 88.6%
処理水量（日平均）	3,195 m^3/日	1,588 m^3/日	晴天時平均
処理水量（日最大）	4,151 m^3/日	1,632 m^3/日	晴天時最大
処理能力	4,200 m^3/日	3,200 m^3/日	
処理方式	ｵｷｼﾃﾞｰｼｮﾝﾃﾞｨｯﾁ法 ＋砂ろ過（高度処理）	ｵｷｼﾃﾞｰｼｮﾝﾃﾞｨｯﾁ法 ＋砂ろ過（高度処理）	

1．下水道事業の現状

（4）下水道事業の経営原則

独立採算制の原則

・下水道事業は地方公営企業に位置付けられ、事業に伴う収入よって経費を賄い、自立的に事業を継続する「独立採算制」が適用される。

雨水公費・汚水私費の原則

・下水道事業に係る経費の負担区分は、「雨水公費・汚水私費」が原則。
・雨水公費：雨水は自然現象に起因し、排除による受益が広く及ぶことから、公費（基準内繰入金）で負担。
・汚水私費：汚水は原因者や受益者が明らかなことから、使用量に応じて私費（下水道使用料）により負担。
ただし、公的な便益も認められる経費については、公費（基準内繰入金）で負担（公共用水域の水質保全への効果が高い高度処理の経費や合流式下水道に比べ建設コストが割高になる分流式下水道に要する経費等の一部）。

基準内繰入金（一般会計が負担すべき経費）は、一般会計繰出し基準（総務省）で明らかにされている。

汚水の処理に係る経費のうち、公費負担（基準内繰入金）を除いた金額が私費（下水道使用料）の対象とすべき経費となる。

１．下水道事業の現状

（５）収支の推移、一般会計からの繰入金の状況

波佐見町の公共下水道事業の収支は、毎年度、10,000千円程度の黒字となっていますが、一般会計からの基準外繰入金※によって黒字を確保している状況です。

波佐見町公共下水道事業の収支について

（単位：千円）

項　目		令和5年度	令和6年度	令和7年度	備　考
収 入	営業収益　（A）	93,522	94,287	95,043	下水道使用料等
	営業外収益　（B）	258,572	275,812	224,277	基準外繰入金※を含む
	特別利益　（C）	0	0	0	
	計　（D=A+B+C）	352,094	370,099	319,320	
支 出	営業費用　（E）	299,279	326,428	277,514	維持管理費、減価償却費等
	営業外費用　（F）	35,436	34,289	31,877	企業債償還利息等
	特別損失　（G）	6,876	0	0	
	計　（H=E+F+G）	341,591	360,717	309,391	
当年度損益　（I=D-H）		10,503	9,382	9,929	

※ 基準外繰入金：一般会計繰出し基準（総務省）に基づかない繰入金のこと

１．下水道事業の現状

（５）収支の推移、一般会計からの繰入金の状況

一般会計からの繰入金の合計は、2.2億円から2.4億円程度となっており、増加傾向にあります。

また、基準外の繰入金も1.0億円から1.1億円程度となっており、こちらも増加傾向にあります。

一般会計からの繰入金の状況について

（単位：千円）

項　目		令和5年度	令和6年度	令和7年度
収益勘定繰入金	基準内	124,102	121,405	121,943
	基準外	24,099	46,513	18,512
	計	148,201	167,918	140,455
資本勘定繰入金	基準内	516	6,943	7,775
	基準外	73,532	55,666	96,408
	計	74,048	62,609	104,183
合　計	基準内	124,618	128,348	129,718
	基準外	97,631	102,179	114,920
	計	222,249	230,527	244,638

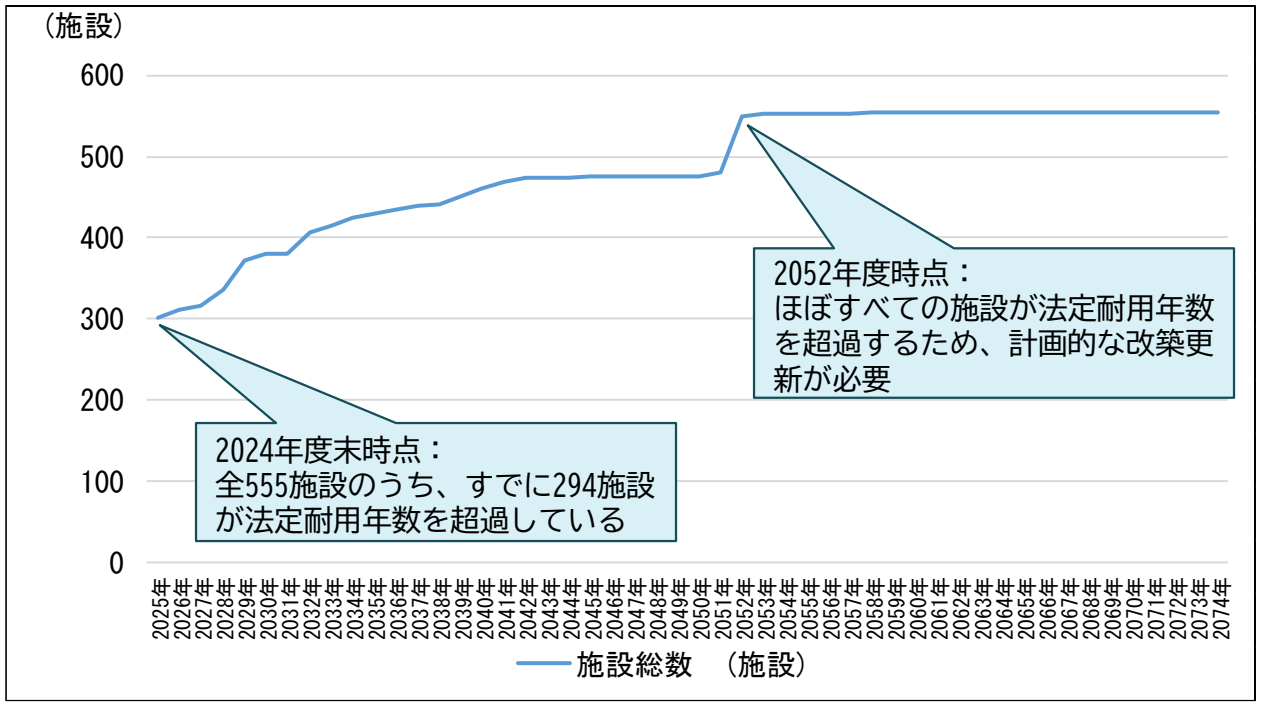
2．下水道事業の中長期的な見通し

（1）老朽化に伴う改築更新事業の見通し〔処理場、ポンプ場〕

処理場、ポンプ場施設の総数は、全555施設（土木・建築構造物、機械・電気設備等）を有しています。

このうち、2024年度末時点で、すでに294施設が法定耐用年数（土木・建築構造物50年、機械・電気設備等15年）を超えている状況にあり、今後はこれら施設の改築更新が必要となります。

法定耐用年数を超過する施設総数



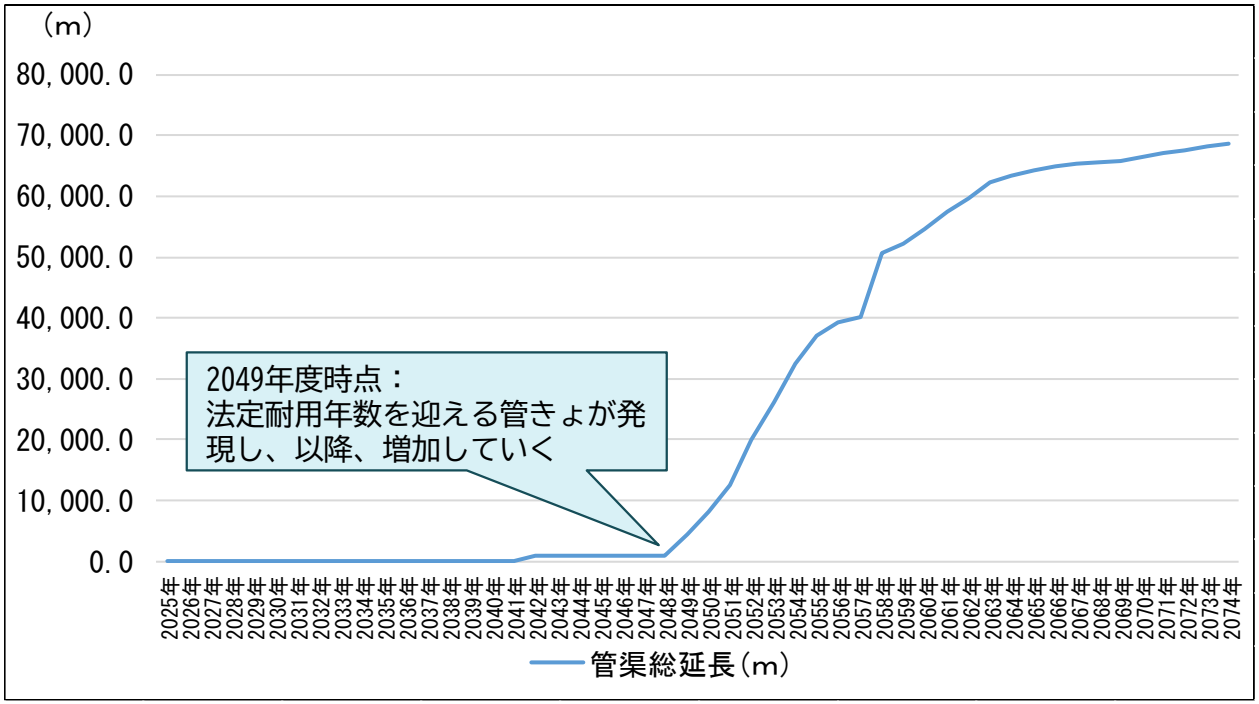
2．下水道事業の中長期的な見通し

（2）老朽化に伴う改築更新事業の見通し〔管きょ〕

管きょの総延長は、約69キロメートルを有しています。

このうち、最も古い管きょは1999年度（平成11年度）に建設しており、法定耐用年数50年を迎えるのは、2049年度となり、今後20年程度は改築更新の必要性は低い状況にあります。

法定耐用年数を超過する管渠総延長



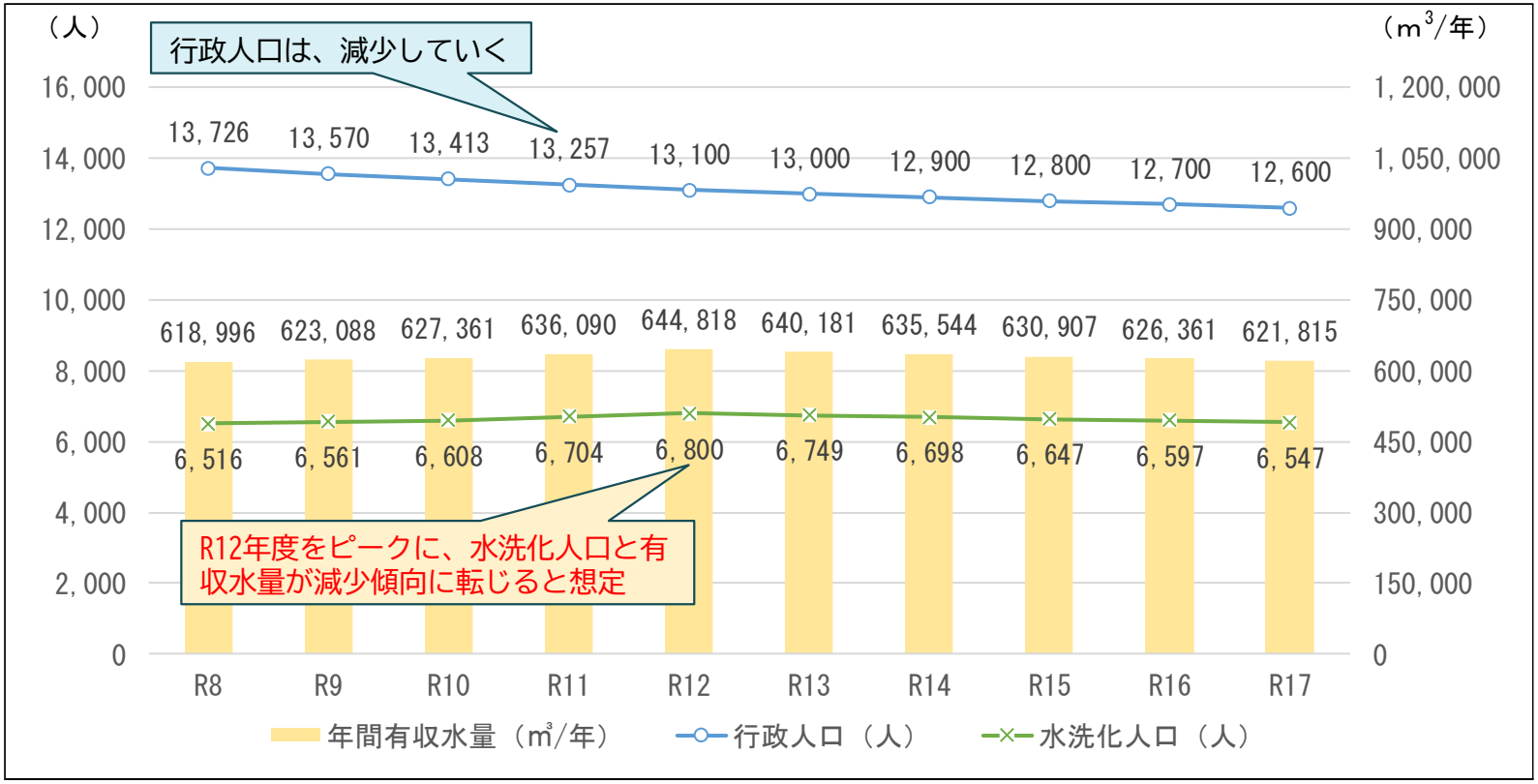
2．下水道事業の中長期的な見通し

（3）人口減少等に伴う有収水量の見通し

未整備地区の管きょ整備および下水道への接続によって、令和12年度までは有収水量が増加するものと想定しています。

しかしながら、その後は、人口減少等に伴い、有収水量も減少していくものと想定しています。

行政人口、水洗化人口、有収水量の将来見通し



3．長崎県内他自治体との下水道使用料の比較

公共下水道事業の使用料体系は、基本使用料と従量使用料の二部使用料体制となっています。

波佐見町公共下水道事業の使用料体系

種 別	算 定 基 準	１カ月下水道使用料（税込）
基本使用料　①	使用水量５m³まで	990円
基本使用料　②	使用水量10m³まで	1,540円
従量使用料	使用水量10m³を超え１m³につき	154円

一般家庭20m³使用時の下水道使用料は、基本使用料1,540円＋従量使用料154円×10m³＝3,080円となり、長崎県内14自治体中、下から４番目となっています。

20m³/月使用時の長崎県内自治体の下水道使用料（令和８年１月現在）

